

<基本条項>

- 第 1 条 (用語の定義)
- 第 2 条 (申込の承諾および保険証券不発行)
- 第 3 条 (保険金の支払)
- 第 4 条 (保険金を支払わない場合)
- 第 5 条 (保険料の払込方法 (経路)、領収日時および領収証不発行)
- 第 6 条 (保険料の払込方法 (回数)、払込期日および保険契約の無効または失効)
- 第 7 条 (第 2 回以降保険料領収前の保険金支払)
- 第 8 条 (告知義務)
- 第 9 条 (告知義務違反による解除)
- 第 10 条 (告知義務違反による解除をしない場合)
- 第 11 条 (詐欺による取消および不法取得目的による無効)
- 第 12 条 (重大事由による解除)
- 第 13 条 (契約者および被保険者の変更)
- 第 14 条 (契約者および被保険者の登録情報の変更)
- 第 15 条 (プランおよび保険期間の変更)
- 第 16 条 (保険料の払込方法の変更)
- 第 17 条 (保険契約の解約)
- 第 18 条 (被保険者の死亡による保険契約の消滅)
- 第 19 条 (保険契約の解除、解約、消滅による保険料の返還または請求)
- 第 20 条 (年齢誤りの処理)
- 第 21 条 (保険料返還時におけるポイントの取扱い)
- 第 22 条 (ポイント使用の停止)
- 第 23 条 (保険金の請求手続)
- 第 24 条 (保険金の支払時期)
- 第 25 条 (保険金の代理請求)
- 第 26 条 (保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額、保険金の削減払)
- 第 27 条 (時効)
- 第 28 条 (管轄裁判所および準拠法)

<保障条項 (新型コロナウイルス薬)>

【マイページに表示する契約内容に「新型コロナウイルス薬保障条項」と記載がある場合】

- 第 1 条 (用語の定義)
- 第 2 条 (保険期間)
- 第 3 条 (保険金を支払う場合および支払う保険金の額)
- 第 4 条 (保険契約の失効)
- 第 5 条 (保険料の払込方法 (回数)、払込期日および保険契約の無効または失効)
- 第 6 条 (準用規定)

＜第三者による保険料支払特約＞

【マイページに表示する契約内容に「第三者による保険料支払い特約」と記載がある場合】

第 1 条（用語の定義）

第 2 条（特約の適用条件）

第 3 条（保険料負担期間および保険料負担額）

第 4 条（保険料負担者の負担額の返還先）

第 5 条（保険料負担者の負担額の払込方法（経路）、払込期日および保険契約の無効・失効）

第 6 条（準用規定）

ミニ医療保険 普通保険約款

＜基本条項＞

第1条（用語の定義）

この保険契約における用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
マイページ	この保険契約の契約内容の閲覧等ができる、契約者専用のスマホアプリ（スマートフォンアプリケーション）等をいいます。
電子決済サービス	現金の直接的な収受を行わず、電子的なデータの送受信によって決済を行う方法をいいます。
契約者	当社と保険契約を締結し、契約上のさまざまな権利と義務（保険料支払義務等）を持つ人のことをいいます。
被保険者	保険契約によって保障される人のことをいいます。
保険金	保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）に該当したときに、当社から支払う金銭のことをいいます。
保険期間	保険契約が有効な期間をいいます。
契約応当日	保険期間中に迎える、毎月の保険始期日に対応する日をいいます。
解除	保険契約を当社が強制的に終了させることをいいます。
解約	保険契約を契約者の通知によって終了させることをいいます。
失効	保険契約の効力が失われ、契約が終了することをいいます。
無効	保険契約が申し込み時点にさかのぼって成立しないことをいいます。
未払込保険料	払込期日に払い込まれなかった保険料のことをいいます。
病院等	医療法に定める日本国内にある病院または診療所をいいます。
入院	医師の判断に基づいた治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院等（入院施設を有する場合に限る）に入り常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
ポイントによる保険料の払い込み	当社が定める基準を満たした無償で付与されるポイントをこの保険契約の保険料の全部または一部の払い込みに使用することをいいます。

第2条（申込の承諾および保険証券不発行）

1. 当社が、この保険契約の申込を承諾した場合は、契約内容をマイページに表示します。
2. 当社は、この保険契約において、保険証券は発行しません。

第3条（保険金の支払）

1. 当社は、この普通保険約款の基本条項と保障条項の規定に従い、保険金を被保険者に支払います。
2. 被保険者は、同一の保障条項が適用される保険契約に複数加入することはできません。複数加入していた場合は、1保険契約のみを有効とし、その他の保険契約は無効とします。この場合、無効とした保険契約のすでに払い込まれた保険料は返還します。

第4条（保険金を支払わない場合）

次のいずれかによって支払事由に該当したときは、保険金を支払いません。

- (1) 契約者または被保険者の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

- (3) 被保険者の精神障害、アルコール依存または薬物依存およびこれらを原因とする事故
- (4) 被保険者の泥酔状態または麻薬、大麻、覚せい剤、シンナー他違法薬物（脱法薬物を含みます。）使用中の事故
- (5) 被保険者の法令に定める無免許運転、酒気帯び運転またはこれらに相当する運転をしている間に生じた事故
- (6) 地震、噴火または津波
- (7) 戦争、その他の変乱
- (8) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- (9) (6) から (8) の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第5条（保険料の払込方法（経路）、領収日時および領収証不発行）

1. 保険料の払込方法（経路）および当社が保険料を領収したとみなす日時（以下「領収日時」といいます。）は、下表のとおりとし、契約者は、当社が指定した払込方法（経路）により払い込むものとします。

払込方法（経路）	領収日時
当社が定める電子決済サービス（第1条に定める「ポイントによる保険料の払い込み」を含みます。）	契約者が当該決済サービスの利用規約等に従った決済を行い、それを電子決済サービス提供会社が認証および承認した日時（契約者がポイントによる保険料の払い込みを選択した場合には、その保有ポイント残高が当該電子決済サービス提供会社により減算された日時）
クレカ払	当社が契約者のクレジットカードで決済できることを確認できた日時（オーソリゼーション取得日時）

2. 当社は、この保険契約において、保険料の領収証は発行しません。

第6条（保険料の払込方法（回数）、払込期日および保険契約の無効または失効）

- 1. 保険料の払込方法（回数）は、月単位契約は月払、1日単位契約は一時払とします。なお、月単位契約については、当社の定めるところにより、全期間の保険料を前納（以下「前納払」といいます。）することができます。
- 2. 月払の初回保険料（前納払の保険料を含みます。）または一時払保険料は、保険始期日までに払い込むものとします。保険始期日までに払い込みがない場合は、保険契約は無効となります。
- 3. 月払の第2回以降保険料は、当社が定める払込期日に払い込むものとします。
- 4. 前項の規定にかかわらず、第5条で定めた電子決済サービス提供会社またはクレジットカード会社の責めに帰すべき事由により保険料の払い込みがない場合に限り、当初払込期日の翌月の払込期日に払い込むものとします。
- 5. 前2項に定める払込期日に保険料の払い込みがない場合は、当該払込期日以後に到来する直近の契約応当日（月末で契約応当日が存在しない場合は翌月1日）に、保険契約は失効します。
- 6. 前項の失効は、次のいずれかの理由で保険料の払い込みがない場合にも適用します。
 - (1) 契約者が、第5条で定めた電子決済サービスまたはクレジットカード会社を解約または退会等をしたことにより、当該決済サービスによる決済ができなかったとき
 - (2) (1) 以外の理由により、第5条で定めた電子決済サービスまたはクレジットカード会社による決済ができなかったとき

第7条（第2回以降保険料領収前の保険金支払）

前条第4項の規定が適用された場合において、当初払込期日の翌月の払込期日以前に支払事由が生じた場合は、

当社は、未払込保険料を差し引いて保険金を支払います。

第8条（告知義務）

保険契約締結の際、契約者または被保険者は、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、当社が告知を求める事項（以下「告知事項」といいます。）について、事実を正確に告げなければなりません。

第9条（告知義務違反による解除）

1. 契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、告知事項について事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げたときは、当社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当社は、支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、保険金は支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときはその返還を請求することができます。
3. 前項の規定にかかわらず、支払事由の発生と解除原因とに因果関係のないことを契約者または被保険者が証明したときは、保険金を支払います。
4. 保険契約の解除は、契約者に対する通知により行います。契約者に通知できない場合には、被保険者に通知します。

第10条（告知義務違反による解除をしない場合）

当社は、次のいずれかの場合には、前条第1項の規定による解除は行いません。

- (1) 当社が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当社の保険契約締結の媒介を行う者が、契約者または被保険者に対して事実を告げることを妨げたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (3) 当社が解除の原因となる事実を知った日から1か月を経過したとき

第11条（詐欺による取消および不法取得目的による無効）

1. 当社は、保険契約締結の際、契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があったときは、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
2. 当社は、契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とします。この場合、すでに払い込まれた保険料は返還しません。

第12条（重大事由による解除）

1. 当社は、次のいずれかの事由が生じた場合は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
 - (1) 契約者または被保険者が保険金を詐取る目的もしくは第三者に保険金を詐取させる目的で事故を生じさせたとき（未遂を含みます。）
 - (2) 保険金の請求に関し、被保険者に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）
 - (3) 他の保険契約等との重複加入によって、被保険者に係る保険金額等の合計額が過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると当社が判断したとき
(注) 他の保険契約等とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
 - (4) 契約者または被保険者が次のいずれかに該当するとき
 - ①反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき

③反社会的勢力を不当に利用していると認められるとき

④その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(注) 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(5) その他(1)から(4)までに掲げる事由と同等の事由があるとき

2. 当社は、支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、保険金は支払いません。また、すでに保険金を支払っていたときはその返還を請求することができます。
3. 保険契約の解除は、契約者に対する通知により行います。契約者に通知できない場合には、被保険者に通知します。

第13条(契約者および被保険者の変更)

1. 契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 契約者が前項の変更を請求するときは、当社所定の手続きが必要となります。
3. 契約者が死亡した場合は、その死亡した契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約上の権利と義務が移転するものとします。
4. 保険期間中に、被保険者を変更することはできません。

第14条(契約者および被保険者の登録情報の変更)

1. 契約者は、契約者または被保険者が次の登録情報を変更した場合は、すみやかに当社に通知してください。
 - (1) 氏名
 - (2) 連絡先(電話番号・メールアドレス)
 - (3) 郵便番号
2. 契約者が前項の通知をしなかった場合は、当社が知った最終の登録情報に発信した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、契約者または被保険者に到達したものとみなします。

第15条(プランおよび保険期間の変更)

保険期間中に、プランおよび保険期間を変更することはできません。

(注) プランとは、保障内容や保険金額、保険料があらかじめ定められた契約内容をいいます。

第16条(保険料の払込方法の変更)

保険期間中に、保険料の払込方法(経路・回数)を変更することはできません。

第17条(保険契約の解約)

契約者は、いつでもこの保険契約を解約することができます。なお、解約日は当社が通知を受けた日時以後とします。

第18条(被保険者の死亡による保険契約の消滅)

被保険者が死亡した場合は、被保険者が死亡した日の翌日に、保険契約は消滅します。

第19条（保険契約の解除、解約、消滅による保険料の返還または請求）

1. 月払の場合、保険契約の解除（第9条・第12条）、解約（第17条）、消滅（第18条）により保険契約が終了した日以後に到来する直近の契約応当日以降の期間に相当する保険料が、払い込まれたときまたは前納払で残っているときは、その保険料を返還します。ただし、当社が第6条第4項の規定によって生じる未払込保険料を請求したときは、契約者はその保険料を払い込まなければなりません。
2. 一時払の場合は、前項に規定する保険料の返還はありません。

第20条（年齢誤りの処理）

被保険者の年齢に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。

- (1) 実際の年齢が、当社が定める契約可能な年齢の範囲内であった場合は、当社の定めるところにより処理します。
- (2) 実際の年齢が、当社が定める契約可能な年齢の範囲外であった場合は、当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料は返還します。

第21条（保険料返還時におけるポイントの取扱い）

当社が保険料を返還すべき場合において、第5条の規定により使用されたポイントがあるときは、原則として当該ポイントにより保険料の返還を行います。ただし、やむを得ない事情により当該ポイントによる返還ができない場合、金銭による返還とします。

第22条（ポイント使用の停止）

電子決済サービス提供会社の財務および業務運営の状況等に照らし、第5条および第21条に規定するポイントの取扱いの継続が困難であると当社が認めたときは、当社は、ポイント使用を停止し、他の方法に変更することができます。

第23条（保険金の請求手続）

1. 支払事由が生じたときは、契約者または被保険者はすみやかに保険金の請求をしてください。
2. 保険金を請求する際は、下表に定める必要書類のうち当社が求める書類を提出しなければなりません。

必要書類
○当社所定の保険金請求書
○被保険者以外の医師の診断書またはそれに代わる診療明細書・薬剤明細書・領収証等
○当社が被保険者の症状・治療内容等について医師等に照会し説明を求めることについての同意書
○公の機関（やむを得ない場合には第三者）の事故証明書
○その他当社が求める書類

3. 被保険者が死亡した場合の保険金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次に定める1人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとして扱います。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) (1)に該当する者がいない場合は、法定相続人の協議により定めた者

第24条（保険金の支払時期）

1. 当社は、保険金の請求を受けた日（請求内容に不備があるときは不備を解消した日）の翌日から起算して30日以内に、**別表1**に掲げる必要な確認を終え、保険金を支払います。
2. 前項の確認をするために**別表2**に掲げる特別な照会や調査が不可欠な場合は、前項にかかわらず、保険金を

支払うべき期限は当社が請求を受けた日から同表に掲げる日数とします。この場合、当社は、照会や調査が必要な事項および保険金を支払うべき期限を契約者または被保険者に通知します。

3. 前2項の確認や調査に際し、契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合は、これにより確認が遅延した期間については、前2項の期間に算入しないものとします。
4. 第1項および第2項に定める期日を超えて保険金を支払う場合、当社は、その期日の翌日から会社所定の利率で計算した遅延利息を支払います。ただし、前項の定めによる遅延をした期間については算入しません。

別表1 保険金を支払うための確認事項

①	支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める支払事由および被保険者に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める保険金が支払われない事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、身体の障害の程度、治療の経過および内容
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、失効、無効、消滅または取消の事由に該当する事実の有無

別表2 特別な照会や調査および保険金を支払うべき期限

①	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における別表1の事項の確認のための調査	60日
②	別表1の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③	別表1の事項を確認するための、調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）その他法令に基づく照会を含みます。）	180日

第25条（保険金の代理請求）

1. 被保険者が保険金を請求できない特別の事情があり、当社がその事情を認めた場合は、保険金請求時に次に該当する者（以下「代理請求人」といいます。）が被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者と同居もしくは生計を一にしている被保険者の親族のうち1人
2. 代理請求人が保険金を請求する場合は、特別な事情を示す書類を提示してください。
3. 当社が特に認めた場合は、代理請求人に保険金を支払うことがあります。ただし、当社が代理請求人に保険金を支払った場合は、同一の支払事由による保険金の請求を受けても保険金は支払いません。
4. 第1項に該当する者であっても、故意または重大な過失によって支払事由を生じさせた者または故意に被保険者が保険金を請求できない状態にさせた者は、代理請求人となることはできません。

第26条（保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額、保険金の削減払）

1. 収支状況が著しく悪化した場合、当社の定める必要な手続きを経て、保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額をすることがあります。
2. 前項のほか、支払事由が集中して発生し、その結果として保険金の支払に支障が生じた場合には、当社の定める必要な手続きを経て、保険金を削減して支払うことがあります。
3. 前2項に該当する場合は、当社は、契約者にすみやかに通知します。

第27条（時効）

保険金、返還保険料その他の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間これを行行使しないときは、時効により消滅します。

第28条（管轄裁判所および準拠法）

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または被保険者の住所を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

<保障条項（新型コロナウイルス薬）>

【マイページに表示する契約内容に「新型コロナウイルス薬保障条項」と記載がある場合】

第1条（用語の定義）

本条項における用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義	
新型コロナウイルス感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条（五類感染症）に規定するものをいいます。	
罹患	医師により疾病にかかったと診断されたことをいいます。	
抗ウイルス薬	新型コロナウイルスに直接作用する以下の内服薬、注射薬をいいます。	
	成分名	販売名
	エンシトレルビル フマル酸	ゾコーバ®錠
	ニルマトレルビル・リトナビル	パキロビット®パック
	モルヌピラビル	ラゲブリオ®カプセル
	レムデシビル	ベクルリー®点滴静注
処方	医師が治療上必要であると判断し、病状に応じた薬の調合と服用法を指示することをいいます。	

第2条（保険期間）

本条項の保険期間は6か月とし、保険始期日の0時に始まり保険満期日の24時に終わります。

第3条（保険金を支払う場合および支払う保険金の額）

1. 本条項の保険金を支払う場合および支払う保険金の額は、次のとおりとします。

保険金の種類	保険金を支払う場合（支払事由）	支払う保険金の額
治療保険金	被保険者が、保険期間中に、新型コロナウイルス感染症に罹患し病院等で抗ウイルス薬を処方されたとき	罹患1回につき、マイページに表示の額

2. 前項の規定は、異なる2回の罹患を限度に適用します。

第4条（保険契約の失効）

前条第2項に規定する異なる2回の罹患に対して保険金が支払われる場合は、2回目の罹患に対する支払事由発生日の翌日に、保険契約は失効します。

第5条（保険料の払込方法（回数）、払込期日および保険契約の無効または失効）

本保障条項における保険料の払込方法（回数）、払込期日等の規定は、基本条項第6条（保険料の払込方法（回数）、払込期日および保険契約の無効または失効）に定める月単位契約の規定を準用します。

第6条（準用規定）

本条項に定めがない規定は、基本条項の規定を準用します。

＜第三者による保険料支払特約＞

【マイページに表示する契約内容に「第三者による保険料支払特約」と記載がある場合】

第1条（用語の定義）

この特約における用語の定義は、下表のとおりとします。

用語	定義
保険料負担者	当社および契約者に対し、この保険契約の保険料の全部または一部を払い込むことを申し出、契約者に代わり当社に保険料を払い込む者をいいます。
保険料負担期間	保険料負担者が保険料の全部または一部を負担する期間をいいます。
保険料負担者の負担額	保険料負担者が保険料負担期間中に保険料の全部または一部を負担する場合の金額をいいます。
契約者の負担額	保険料負担者がこの保険契約の保険料の一部を負担する場合で、保険料の全部から保険料負担者の負担額を差し引いた契約者が負担する残額をいい、普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の基本条項 第5条（保険料の払込方法（経路）、領収日時および領収証不発行）および第6条（保険料の払込方法（回数）、払込期日および保険契約の無効または失効）の規定により支払う金額をいいます。
保険料期間	保険料が充当される期間のことをいいます。月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間となります。

第2条（特約の適用条件）

1. 本特約は、契約者がこの特約を選択する旨申し出て、当社がこれを引き受ける場合に適用されます。
2. 前項にいう契約者は、保険料負担者が保険料の全部または一部を払い込むことに同意している者に限りません。

第3条（保険料負担期間および保険料負担額）

1. 保険料負担者は、当社および契約者の同意を得て、この保険契約の保険期間の全部または一部の期間を保険料負担期間として指定できます。
2. 保険料負担者は、当社および契約者の同意を得て、この保険契約の保険料の全部または一部を保険料負担者の負担額として指定できます。
3. 保険期間中に保険料負担期間および保険料負担者の負担額の変更はできません。

第4条（保険料負担者の負担額の返還先）

この保険契約の締結後、当社が保険料負担者の負担額を払い戻す場合は、保険料負担者に返還します。

第5条（保険料負担者の負担額の払込方法（経路）、払込期日および保険契約の無効・失効）

1. 主約款の基本条項 第5条（保険料の払込方法（経路）、領収日時および領収証不発行）第1項の規定にかかわらず、本特約を付帯した保険料負担者の負担額の払込方法（経路）および当社がこれを領収したとみなす日は、下表のとおりとし、保険料負担者は、当社が指定した払込方法（経路）により払い込むものとします。

払込方法（経路）	領収日
口座振替	保険料負担者の指定する口座より振り替えられた日
振込払	当社の指定する口座に着金した日

2. 主約款の基本条項 第6条（保険料の払込方法（回数）、払込期日および保険契約の無効または失効）第2項の規定にかかわらず、月払の初回保険料（前納払の保険料を含みます。）または一時払保険料のうち保険料負担者の負担額を、保険始期日の属する月の翌月末日までの払込期日までに払い込むものとします。払込期日までに払い込みがない場合、保険契約は以下のとおりとなります。

(1) 払込期日までに保障条項に定める支払事由が生じなかったとき

保険契約は無効とし、契約者の負担額がある場合にはその全額を返還します。

(2) 払込期日までに保障条項に定める支払事由が生じたとき

支払事由が生じた保険料期間満了日の翌日に保険契約は失効し、本来はそれまでに払い込むべき保険料負担者の負担額を差し引いて保険金を支払います。

3. 保険料負担者は、月払の第2回以降保険料のうち保険料負担者の負担額を、当社が定める払込期日までに払い込むものとします。払込期日までに保険料の払い込みがない場合、保険契約は以下のとおりとなります。

(1) 払込期日までに保障条項に定める支払事由が生じなかったとき

保険料負担者の負担額が払い込まれた最後の保険料期間満了日の翌日に保険契約は失効します。この場合で、失効日以降の保険料期間に対応する契約者の負担額の払い込みがあるときは、その金額を契約者に返還します。

(2) 払込期日までに保障条項に定める支払事由が生じたとき

支払事由が生じた保険料期間満了日の翌日に保険契約は失効し、本来はそれまでに払い込むべき保険料負担者の負担額を差し引いて保険金を支払います。

第6条（準用規定）

本特約に定めがない規定は、主約款の規定を準用します。